

入札・契約制度の導入について

神奈川県内広域水道企業団では入札・契約制度における運用、改善を図るため、下記のとおり入札・契約制度を導入します。

■ 随意契約における事前公募方式の試行導入

1 導入趣旨

これまで専門的知識や経験、特殊な技術等が不可欠な案件について、特定の者と随意契約により契約を締結してきましたが、随意契約における透明性を図るため、事前に案件に係る業務の実施に必要な要件を公表して、契約締結を予定している者以外に当該業務を実施することができる者の有無を確認する「事前公募方式」を試行導入します。

2 制度概要

(1) 対象

次の各契約の種類及び金額を超える案件

ア 工事又は製造の請負	設計金額	250万円超
イ 計画調査委託(設計、調査及び測量委託)	設計金額	100万円超
ウ 一般委託(設備保守等)	設計(概算)金額	100万円超
エ 物品購入	概算金額	160万円超

注) 緊急の場合及び入札不調の結果の随意契約など一部の案件を除きます。

(2) 実施方法等

契約を締結する前に、予め契約内容等をかながわ電子入札共同システムのホームページに公表し、契約締結を予定している者以外に業務を実施できる者がいないかどうかを確認します。

契約締結を予定している者以外にも、業務を実施できると見込まれる者がいる場合には、競争入札により契約の相手方を決定します。

なお、競争入札に参加するためには、企業団の競争入札参加資格者名簿への登載や電子入札で必要となるICカードの取得・登録が必要となります。

3 適用時期

平成23年度発注案件から段階的に適用